

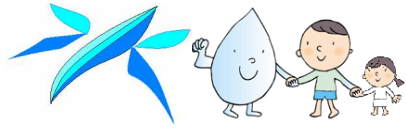
～地下水は熊本之宝 地域の生命・夢・未来～

## 平成21年度環境保全協議会研修

# 改正土壤汚染対策法の概要

平成21年8月

熊本県環境生活部水環境課

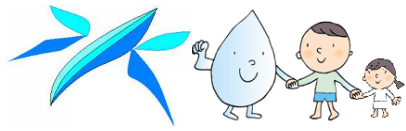


# はじめに

## 典型7公害

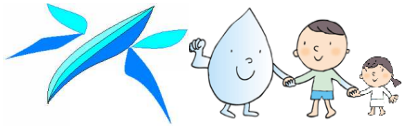
- ・大気 → 大気汚染防止法
- ・水質 → 水質汚濁防止法
- ・騒音 → 騒音規制法
- ・振動 → 振動規制法
- ・悪臭 → 悪臭防止法
- ・地盤沈下 → 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- ・土壌汚染 → 農用地土壌汚染防止法

**市街地における土壌汚染対策がなかった。**

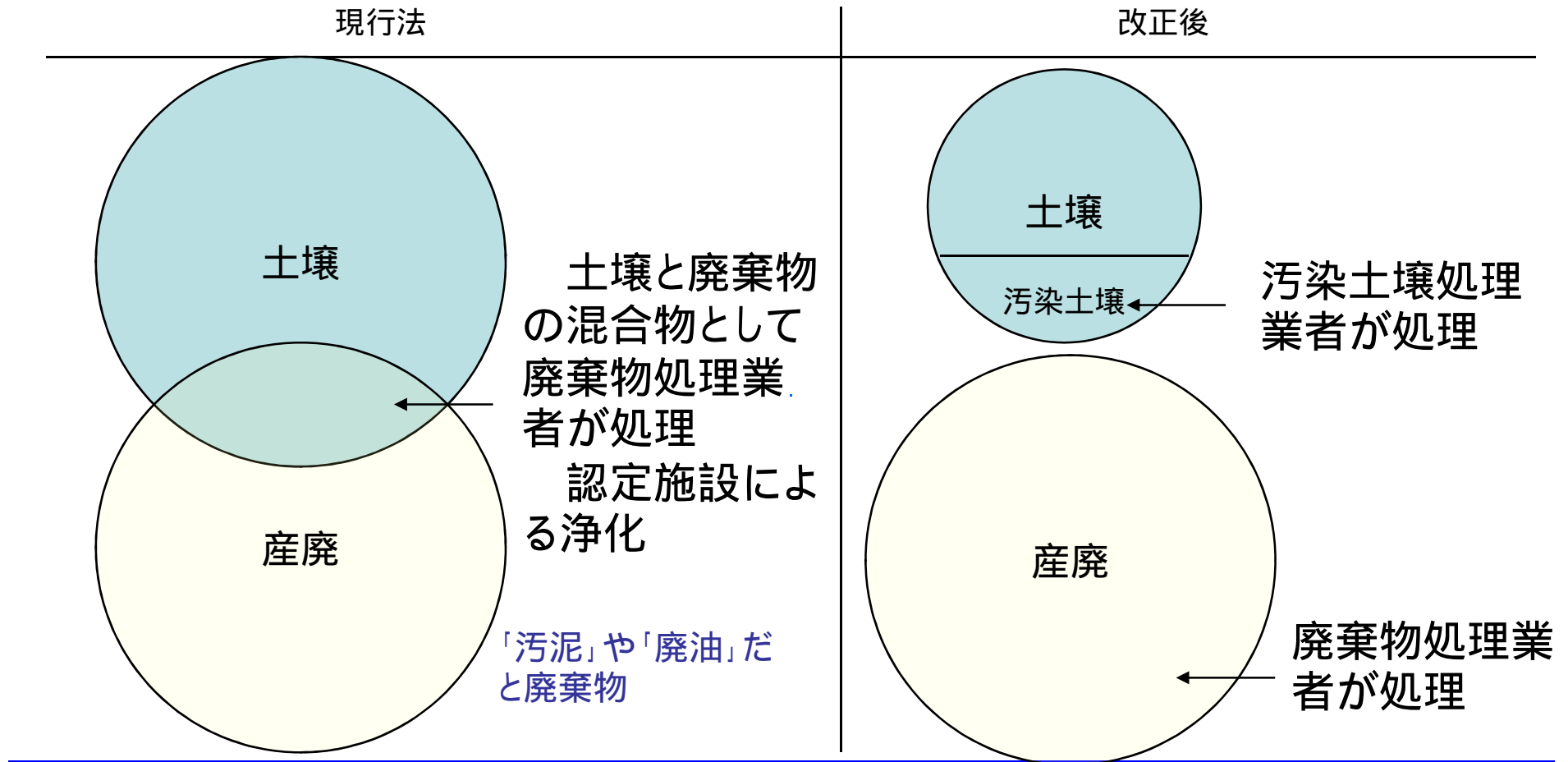


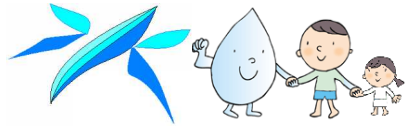
# 現行法と改正法の違い

汚染の発見方法	現行法	改正後
有害物質使用特定施設廃止時の調査による汚染の発見	指定区域に指定	要措置区域 又は 形質変更時要届出区域 に指定
有害物質による汚染の蓋然性が高かったために調査命令をかけて調査した土地での汚染発見		
自主調査による汚染の発見	土対法の対象外であるものの、法に準じた扱いをすることが望ましい。	
3,000㎡以上の形質変更届出に基づき調査命令を発した土地での汚染発見		



# 現行法と改正法の違い





# 1 現行法の説明

## 1-(1) 目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

### 人の健康影響

直接摂取による人への健康影響

地下水経由の摂取による人への健康影響



# 土壤汚染対策法制定の経緯

## 背景

神通川流域イタイタイ病→S45「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」

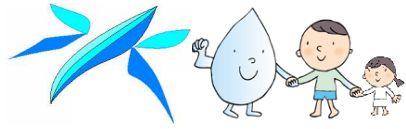


## 地下水

VOCs(揮発性有機化合物)による地下水汚染→H1有害物質の地下浸透規制、H8地下水の浄化命令措置制度、H9地下水の水質汚濁に係る環境基準(水質汚濁防止法)

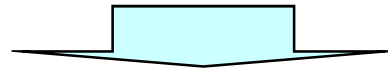
## 土壤汚染

H3「土壤汚染に係る環境基準(土壤環境基準)」  
土壤汚染の調査、除去等の措置の実施に関する指針(環境庁)

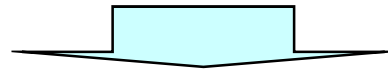


# 土壌汚染対策法の必要性

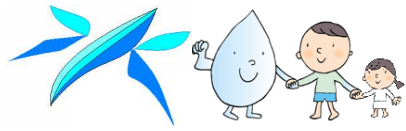
有害物質を取り扱っている工場等の敷地



汚染の有無不明のまま放置、住宅・公園等に利用される



人への健康影響が生じてしまうことを防ぐ必要がある



# 1 現行法の目的

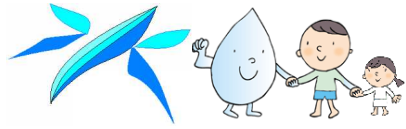
## 1-(2) 目的の範囲

### 人の健康影響

- × 生活環境の保全、生態系の保全の観点は含まれていない。
- × 自然的原因による土壌汚染は、「公害」ではないことから、「土壌汚染」には該当しない。

改正法では、自然的原因であっても溶出量基準が超過していれば汚染土壌として取り扱うことになるので注意。





## 2 法に定める規制対象物質と対象事業場

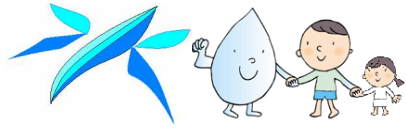
### 2-(1) 規制対象物質

#### 特徴

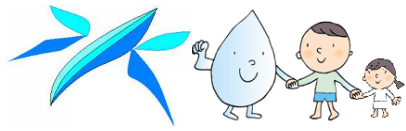
法第2条に定める**25物質**で、VOC、重金属等、農薬等の3つに分類。

今後、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、トランス-1,2-ジクロロエチレンが加わる可能性あり。

重金属等(第2種特定有害物質)は**溶出量基準**のほか**含有量基準**がある



特定有害物質（法第2条）	指定基準（法第5条）		土壌環境基準	
	土壌含有量基準	土壌溶出量基準		
四塩化炭素		0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）	0.004mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン		0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	
ジクロロメタン		0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン		0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
ベンゼン		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
カドミウム及びその化合物		第二種特定有害物質（重金属等）	150mg/kg以下	0.01mg/ℓ以下
六価クロム化合物	250mg/kg以下		0.05mg/ℓ以下	
シアン化合物	遊離シアン 50mg/kg以下		検出されないこと	検出されないこと
水銀及びその化合物 （うちアルキル水銀）	15mg/kg以下		0.0005mg/ℓ以下 （検出されないこと）	0.0005mg/ℓ以下 （検出されないこと）
セレン及びその化合物	150mg/kg以下		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
鉛及びその化合物	150mg/kg以下		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
砒素及びその化合物	150mg/kg以下		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下		0.8mg/ℓ以下	0.8mg/ℓ以下
ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
シマジン	第三種特定有害物質（農薬等）		0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
チウラム		0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	
チオベンカルブ		0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	検出されないこと	
有機りん化合物		検出されないこと	検出されないこと	



## 2 法に定める規制対象物質と対象事業場

### 2-(2) 対象事業場

**有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場が対象**

施設の使用廃止の時点において、土壤汚染の調査を実施し都道府県知事(指定都市、中核市、特例市は市長)に調査結果を報告。(ただし、土地が引き続き工場・事業場の用途に供される場合は調査実施を猶予。知事の確認が必要)

本県においては、

熊本市内 → 熊本市(水保全課)

熊本市以外 → 熊本県(水環境課) に結果報告



## 3 土壌汚染状況調査及び調査の猶予

### 3-(1) 土壌汚染状況調査の実施主体

→ **土地の所有者、管理者又は占有者。**

<理由>

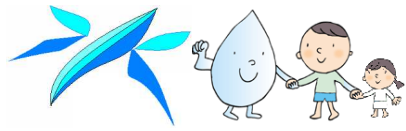
土壌汚染の判明以前に汚染の発見のために行うものであること。

私有財産である土地の状況を把握するための行為の一種と解されること

調査を行うためには土地の掘削等に関する権原が必要であること

等から、汚染原因者や行政が行うのではなく、土地の状態につき責任を有する土地の所有者等が行うこととしている。

この調査の実施主体についての考え方は、法第4条に基づく土壌汚染状況調査についても同様。



# 3 土壌汚染状況調査及び調査の猶予

## 3-(2) 土壌汚染状況調査

### 調査対象地

#### ア 法第3条調査(調査義務)

使用が廃止された有害物質使用特定施設にかかる工場又は事業場の敷地であった土地のすべての区域。

#### イ 法第4条調査(調査命令)

汚染の状態を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において都道府県知事が定める区域。

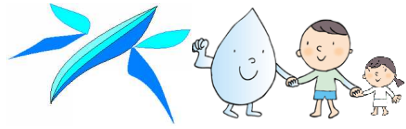
### 調査対象物質

#### ア 法第3条調査(調査義務)

有害物質使用特定施設を廃止していた時点で使用等していた特定有害物質及びその分解生成物。

#### イ 法第4条調査(調査命令)

当該土地若しくはその周辺の土地の土壌汚染の状態、地下水の特定有害物質による汚染の状態を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において都道府県知事が定める。



# 3 土壌汚染状況調査及び調査の猶予

## 3-(3) 調査の猶予

法第3条1項ただし書き

土壌汚染状況調査の猶予を条件付きで認めるもの。

<条件>

・当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けた場合。

<具体的には>

様式第2による申請書(土壌汚染状況調査猶予の申請書)を提出しなければならない。  
都道府県知事は、申請書に基づき、以下のいずれかに該当することが確実であると認められる場合のみ法第3条1項ただし書きの確認をするものとする。(規則第12条2)

・工場または事業場の敷地として利用されること

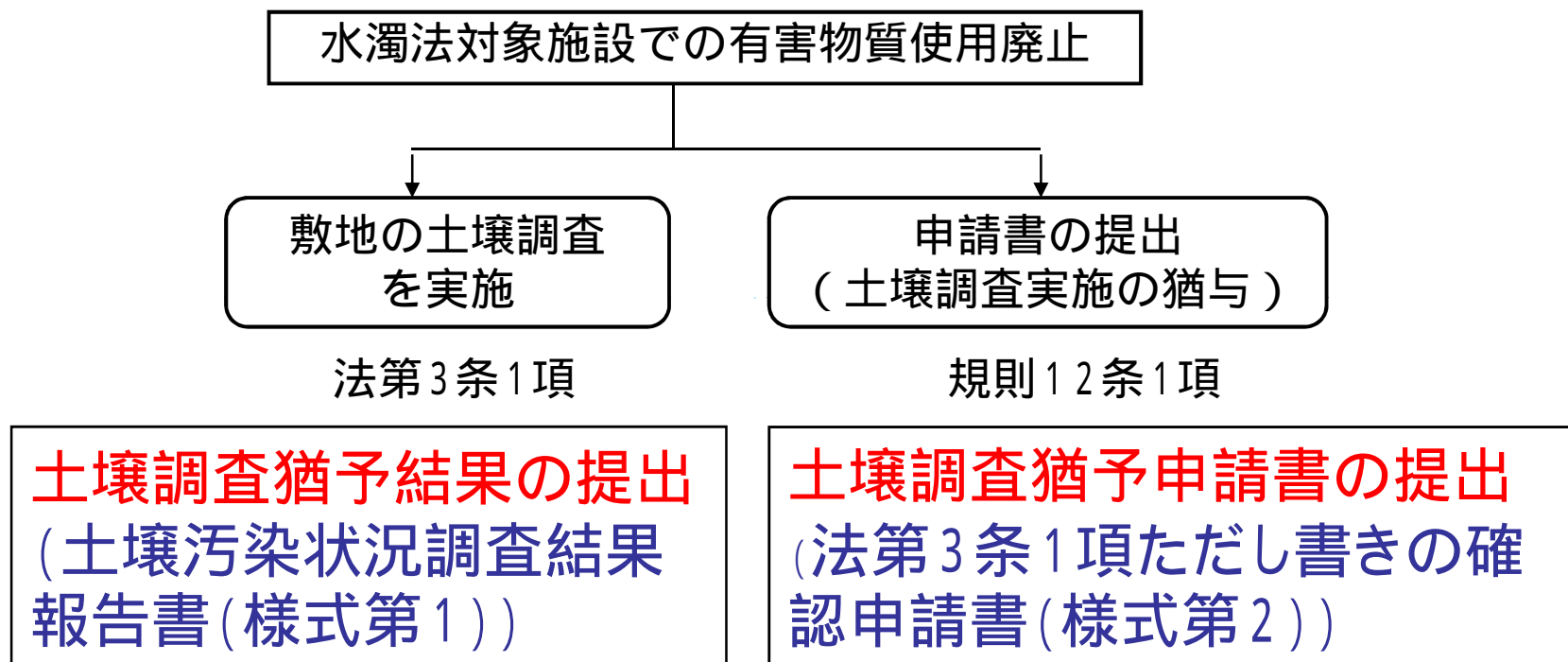
・小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の 居住用の建築物とが同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の 建築物に当該設置者が居住し続ける場合

・操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地



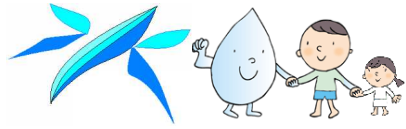
# 3 土壌汚染状況調査及び調査の猶予

## 3-(4) 提出書類



いずれも、県ホームページからダウンロード可。





## 4 指定区域の指定及び公示

### 4-(1) 指定区域

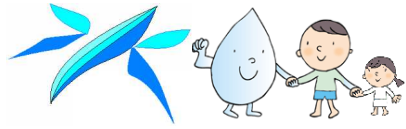
法第7条

法第5条に基づき指定

県知事は、公示

- ・1種類以上の特定有害物質について、土壌溶出基準と土壌含有量基準の**どちらかを超過**する土壌汚染がある場合、指定区域に指定される。
- ・**自主的**に行った土壌汚染の調査により指定基準を超過する汚染が発見された場合、指定区域には指定されない。





## 4 指定区域の指定及び公示

### 4-(2) 公示

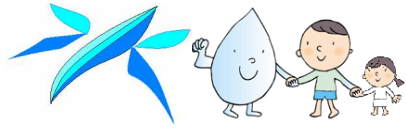
法第7条

法第5条に基づき指定

県知事は、公示

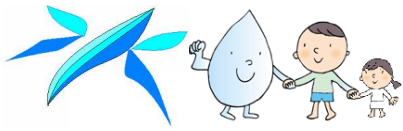
< 熊本県の場合 >

- ・法第5条に基づく指定区域はない。(H21.8.18現在)
- ・県ホームページに公開。
- ・熊本市は水質汚濁防止法と同様に、熊本市が管轄。



## 5 熊本県内における土壤汚染対策法に基づく措置の現状(平成21年8月現在)

内容	件数
指定区域	0件
法3条に基づく土壤汚染状況調査	0件
法4条に基づく土壤汚染状況調査	0件
土壤汚染状況調査の猶予	15件



～地下水は熊本の宝 地域の生命・夢・未来～

# 熊本県ホームページ

はじめての方へ 携帯サイト Foreign お問い合わせ 色を変える 白 黒 青 文字の大きさ 拡大 標準

**熊本県** KUMAMOTO PREFECTURE WEB SITE

環境・まちづくり

トップ 暮らし・生活・防災 しごと・産業 **環境・まちづくり** 観光・文化・教育 健康・福祉 県政情報 360°ビュー

検索コーナー >>>>> 目的ですが 県の組織ですが 環境・まちづくり マップですが Google Custom Search 検索 [検索方法]

**熊本県防災情報** **重要なお知らせ** RSS

- 2009年3月2日更新 「熊本県観光サイト・なごみ紀行」をリニューアルオープンしました
- 2009年2月20日更新 「ダイスキ！くまもと」ウェブサイトのコンテンツを新しく追加！
- 2009年2月20日更新 新たな高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の名称等について
- 2009年2月20日更新 熊本県ホームページのリニューアルについて

・重要なお知らせの一覧を見る

**新着情報** RSS

- 2009年3月9日更新 平成20年度育休等代替臨時職員採用試験結果(2/28実施分)
- 2009年3月9日更新 第14回くまもとアートポリス推進賞表彰式及び理事会の開催
- 2009年3月9日更新 平成20年度熊本県食肉衛生検査関係非常勤職員(臨床検査技師)採用試験合格者発表
- 2009年3月9日更新 「平成21年春の全国交通安全運動」の実施について
- 2009年3月9日更新 平成20年度天草農業関係普及活動・試験研究成果報告会が開催(平成21年2月19日)
- 2009年3月8日更新 平成20年度熊本県非常勤職員試験(装飾古墳管理業務)最終合格者
- 2009年3月6日更新 「平成21年度県民キャリア形成支援事業」業務委託のコンペ(提案公募)参加者募集!

・新着情報の一覧を見る

ようこそ知事室 記者会見や発言録など

県政の課題 県の行政改革や重要施策など

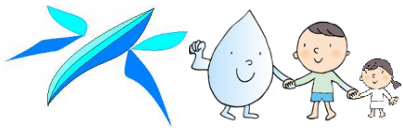
KIBS・メールマガジン 動画、広報紙など県政情報の発信

熊本県の魅力 観光 地産地消 企業立地 定住政策

県内各地のおすすめ情報

鹿本地域 菊池地域 阿蘇地域 玉名地域 宇城地域 上益城地域 熊本市 天草地域 八代地域 宇北地域 球磨地域

個人情報の取り扱いについて | 免責事項 | このホームページについて | RSS配信について  
 熊本県庁 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号(県庁への行き方) Tel(代表)096-383-1111 組織別電話番号一覧



～地下水は熊本の宝 地域の生命・夢・未来～

熊本県

はじめの方へ 携帯サイト Foreign お問い合わせ 色を変える 白 黒 青 文字の大きさ 拡大 標準

熊本県の紹介 360°ビュー

トップ 暮らし・生活・防災 しごと・産業 **環境・まちづくり** 観光・文化・教育 健康・福祉 県政情報

検索コーナー >>>>> 目的でさがす 県庁の組織でさがす サイトマップでさがす Google Custom Search 検索 [検索方法]

トップページ > 分類でさがす > 環境・まちづくり > 環境保全 > 水環境・地下水・土壌汚染等

**環境・まちづくり**

- 環境保全
  - 熊本の環境(現状)
  - 環境保全の取り組み
  - 地球温暖化
  - 大気・化学物質・騒音
  - 水
  - 水保病
  - 水環境・地下水・土壌汚染等**
  - 自然環境・動植物
  - 循環型社会・廃棄物
  - まちづくり・都市計画
  - 道路・空港・港湾
  - 新幹線・在来線
  - 河川・ダム

**水環境・地下水・土壌汚染等**

注意(注) 月日付

- 2009年1月

**水環境・地下水・土壌汚染等**

基本情報

- 2009年2月23日 熊本地域地下水総合安全管理計画に基づく第1期行動計画(H21～H25)(水環境課)
- 2009年2月17日 熊本県生活排水対策基本方針(下水環境課)
- 2009年2月17日 熊本県生活排水処理施設整備構想(下水環境課)
- 2009年2月16日 土壌汚染対策法の土壌調査義務発生前セミナー「土地取引と土壌汚染リスクに係る基礎講座」開催のお知らせ(水環境課)
- 2009年2月10日 くまもと・みんなの川と海づくり県民運動(水環境課)
- 2009年2月5日 趣旨(水環境課)
- 2009年2月1日 「有明海・八代海の再生に向けて」環境学習・啓発パンフレット(環境政策課)
- 2009年2月1日 有明海・八代海再生に向けた熊本県計画(環境政策課)
- 2009年2月1日 有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会報告書(環境政策課)
- 2009年1月29日 熊本県の排水規制(排水基準)について(水環境課)
- 2009年1月29日 熊本地域地下水総合安全管理計画(水環境課)
- 2008年9月16日 第30回「全日本中学生水の作文コンクール」熊本県入賞者のお祝い状(水環境課)

**土壌汚染対策法について**

イベント情報

- 土壌汚染対策法の土壌調査義務発生前セミナー「土地取引と土壌汚染リスクに係る基礎講座」開催のお知らせ

相談窓口・よくある質問

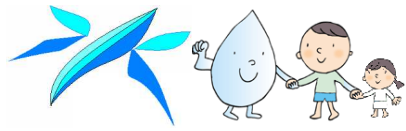
- 水質・地下水に関するご相談でよくある質問(水環境課・下水環境課)

申請書ダウンロード

- 【環境】(水質汚濁防止法)特定施設に係る届出
- 【環境】(熊本県地下水保全条例)使用管理計画等の届出
- 【再掲】小規模し尿処理施設の届出について
- 【環境】(土壌汚染対策法)土壌汚染状況調査結果の報告等
- 【環境】(県条例)排水施設に係る届出

関係機関・関連リンク





## 土壤汚染対策法について

平成19年 8月 9日

# 土壤汚染対策法について

※各項目の詳しい説明はページ下部をご覧ください。

### ◆ 概要

土壤汚染対策法について、簡単に概要を説明

### ◆ 指定区域

熊本県内(熊本市を除く)の指定区域一覧。調査により土壤汚染が判明した場合は、指定区域として公示されるとともに台帳に記載され閲覧に供されます。

### ◆ 特定有害物質

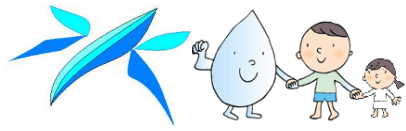
法の対象となる特定有害物質は、「それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」として直接摂取によるリスク、地下水等の摂取によるリスクの二種類のリスクから選定されており、「土壤含有量基準」と「土壤溶出量基準」が定められています。

### ◆ 申請書

土壤汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用の廃止の時点で土壤汚染状況調査を実施する義務が課されます。調査義務の主体は、土地の所有者、管理者又は占有者です。なお、引き続き工場・事業場の用途に供される場合など、土地の利用方法からみて健康被害のおそれがないと認められる場合は、熊本県知事の確認を受けて、その時点では調査を行わず工場・事業場以外の用途に転用するなどの際に調査を行うこととする(猶予する)ことができます。

1 廃止した日から120日までに、土壤汚染対策法の規定による調査を実施して土壤汚染状況調査結果報告書(様式第1)等を提出してください。なお、調査実施の猶予を受ける場合は、土壤汚染対策法第

**申請書様式もすべて掲載！**



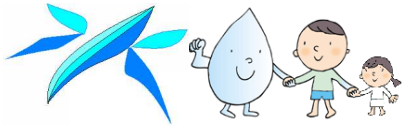
## 6 改正土壤汚染対策法の改正項目

改正法は、汚染土壤の適切かつ適正な処理を図るため、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壤の適正処理の確保のための規制の新設その他所要の措置を講ずるもの。

### 改正項目一覧

#### 1. 土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充

- (1) 一定規模(3,000m<sup>2</sup>)以上の土地であって土壤汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壤汚染の調査命令
- (2) 自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、2.の区域として指定し、適切に管理
- (3) 都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供に関する努力義務



## 6 改正土壌汚染対策法の改正項目 (続き)

### 2 . 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等

区域の分類化と必要な対策の明確化

土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更届出区域）

盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（措置実施区域）

（都道府県知事が必要な対策を指示。対策後は、解除又は の区域に指定）

### 3 . 搬出土壤の適正処理の確保

(1) 2 . の区域内の土壤の搬出の規制

（事前届出、計画の変更命令、措置命令）

(2) 搬出土壤に関する管理票の交付及び保存の義務

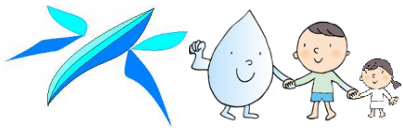
(3) 搬出土壤の処理業についての許可制度の新設

### 4 . その他

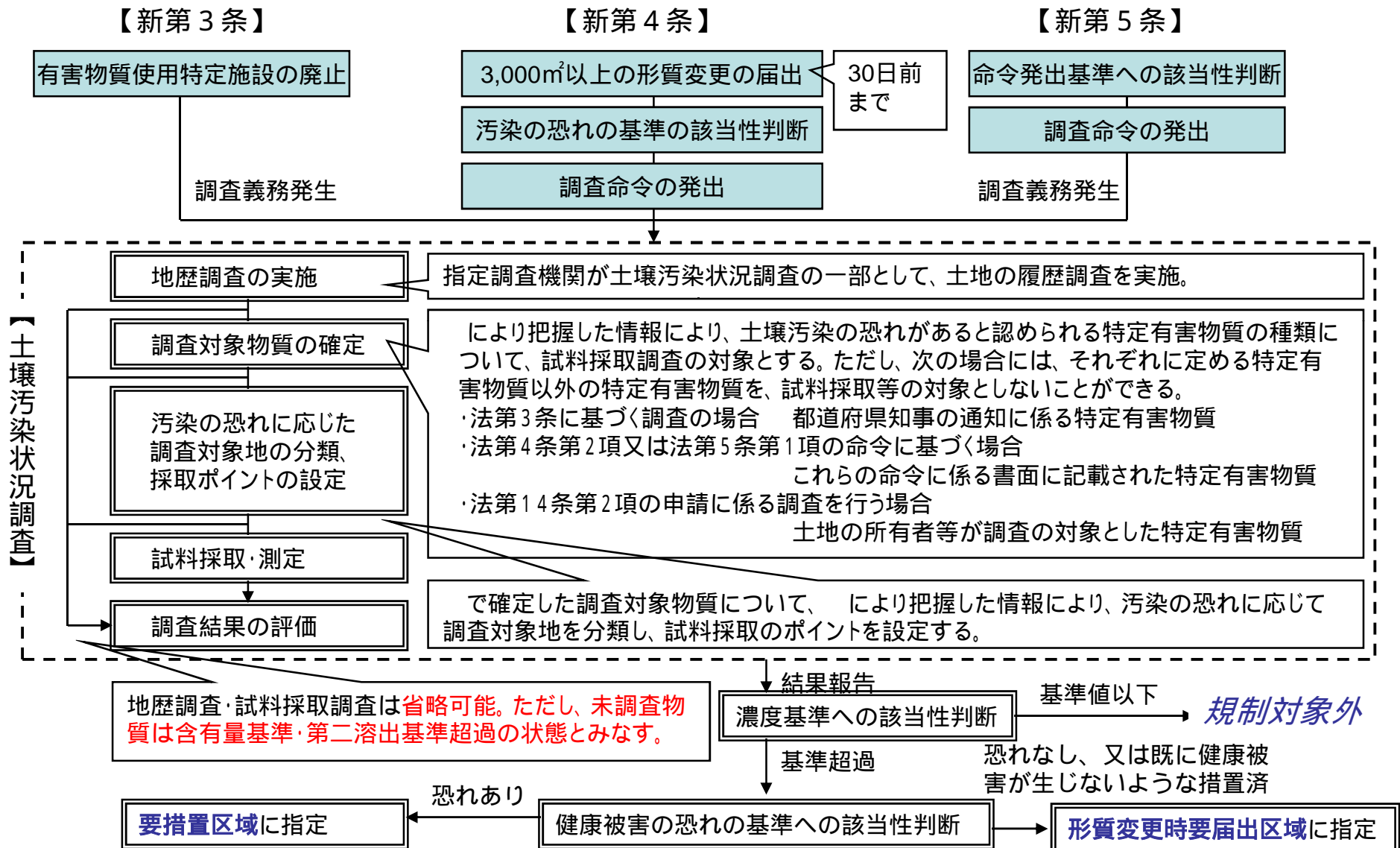
(1) 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新等）

(2) その他規定の整備

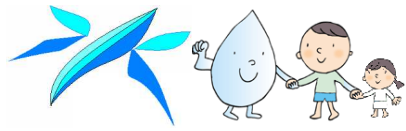
(3) 施行期日：平成22年4月1日（一部平成21年10月23日）



# 7 改正土壤汚染対策法の調査の流れ

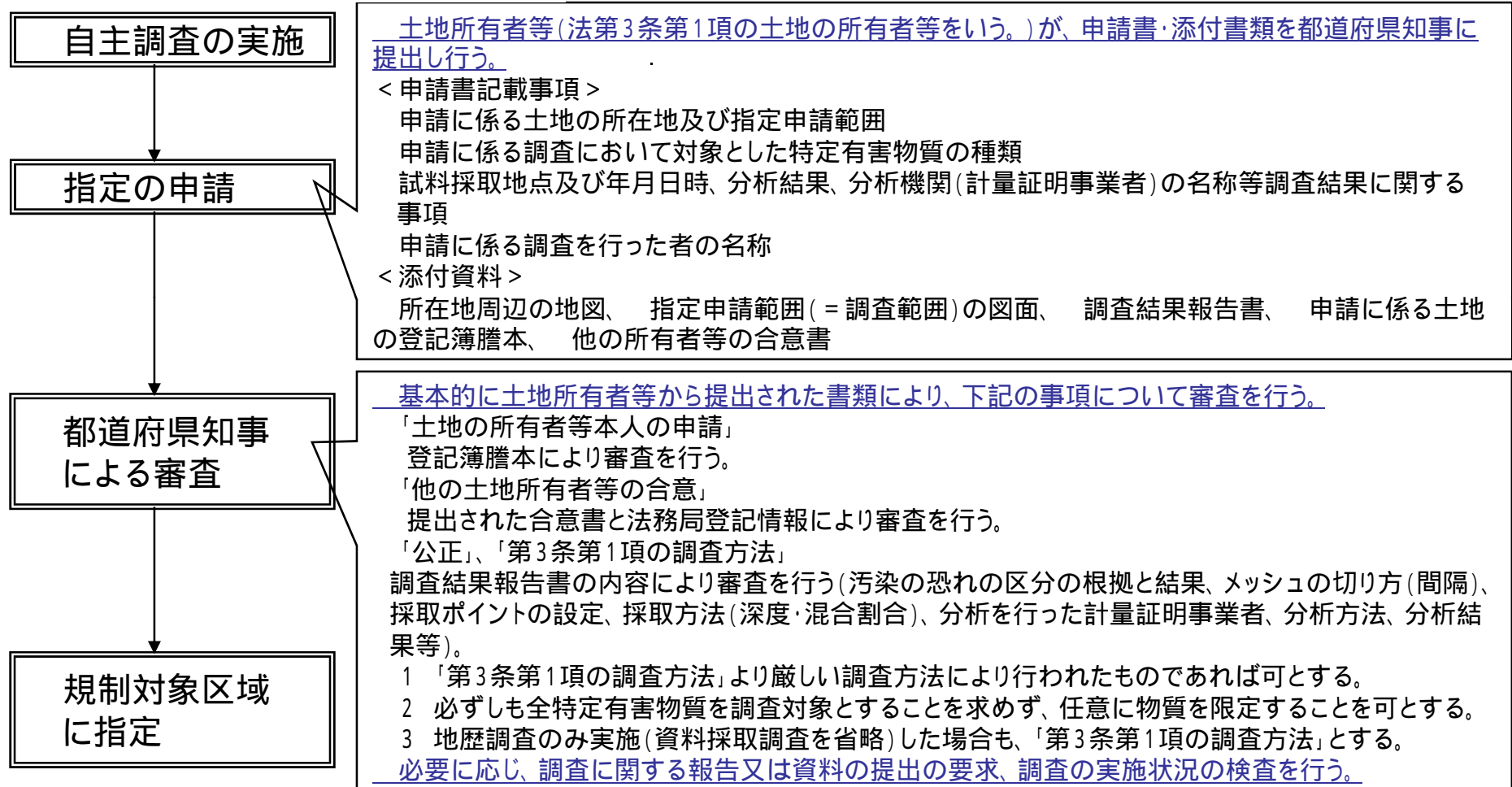


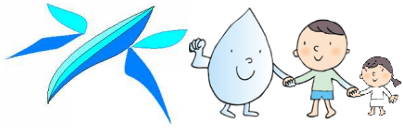




# 7 改正土壌汚染対策法の調査の流れ

## 【新第14条】指定の申請





### < 都道府県知事の事務 >

土地所有者等から土壤汚染状況調査結果の報告を受領

溶出量基準を超過する土壤汚染が存在する土地であることを確認

#### 【地下水の利用状況の調査】

都道府県知事に保管されている資料により土地周辺の飲用井戸の有無を確認

飲用井戸あり

飲用井戸なし

周辺土地の調査(例:近隣住民用の回覧板等を用いて飲用井戸がある場合には申告を依頼)

飲用井戸あり

飲用井戸なし

土地周辺における上水道整備の有無

無し

戸別訪問、立入調査等を実施

飲用井戸あり

有り

飲用井戸なし

要措置区域に指定

形質変更時要届出区域に指定

形質変更時要届出区域が指定された際には、自治体が水濁法に基づく常時監視において当該土地の周辺の地下水モニタリングを行う。

【土壤汚染状況調査】



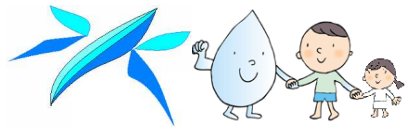
# 参考1

改正土対法では、3,000m<sup>2</sup>以上の土地における形質変更の場合、届出が必要ですが、この他にも一定面積以上の土地取引には届出が必要です。

一定面積以上の土地売買等の契約をしたときは、国土利用計画法により土地の権利取得者（買主）は市町村を経由して知事に届出をする必要があります。（国土利用計画法第23条）

## 届出の必要な土地の面積

区域		届出対象面積
都市計画区域	市街化区域	2,000m <sup>2</sup> 以上
	上記以外の区域	5,000m <sup>2</sup> 以上
都市計画区域外		10,000m <sup>2</sup> 以上



## 参考2

### 新第4条第1項「軽易な行為その他の行為」に該当する行為

次のいずれにも該当しない行為

イ 土壌の敷地外への搬出を伴うこと。

ロ 土地の形質の変更に伴い敷地外への土壌の流出が生ずること。

ハ 土地の形質の変更を行う部分の深さが50センチメートル以上であること。

次に掲げる行為であって土壌の敷地外への搬出を伴わないもの

イ 農業を営むために通常行われる行為

ロ 林業の用に供する作業路網の整備

鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属

施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地において行われる形質の変更

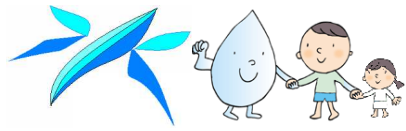
### 新第12条第1項「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に該当する行為

次のいずれにも該当しない行為

指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

土地の形質の変更を行う部分の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ当該部分の深さが50センチメートル以上（一定の深さまで帯水層が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあつては、当該深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

土地の形質の変更を行う部分の深さが3メートル以上（一定の深さまで帯水層が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあつては当該深さより1メートル浅い深さ以上）であること。



## 参考2

### 新第9条「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に該当する行為

次のいずれにも該当しない行為

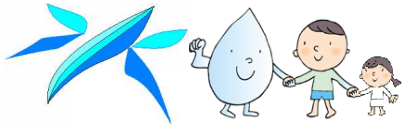
- イ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- ロ 土地の形質の変更を行う部分の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ当該部分の深さが50センチメートル以上（一定の深さまで帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件<sup>\*1</sup>に該当するものを除く。八並びに7（1）及びにおいて同じ。）が存在しないこと<sup>\*2</sup>について、道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1メートル浅い深さ以上）であること。
- ハ 土地の形質の変更を行う部分の深さが3メートル以上（一定の深さまで帯水層が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、汚染の拡散を生じさせないものとして環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

地下水モニタリング（指示措置等の一工程としての地下水モニタリングを含む。）又は地下水汚染の拡大の防止が実施されている要措置区域内で行われる土地の形質の変更であって、汚染の拡散を生じさせないものとして環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの。

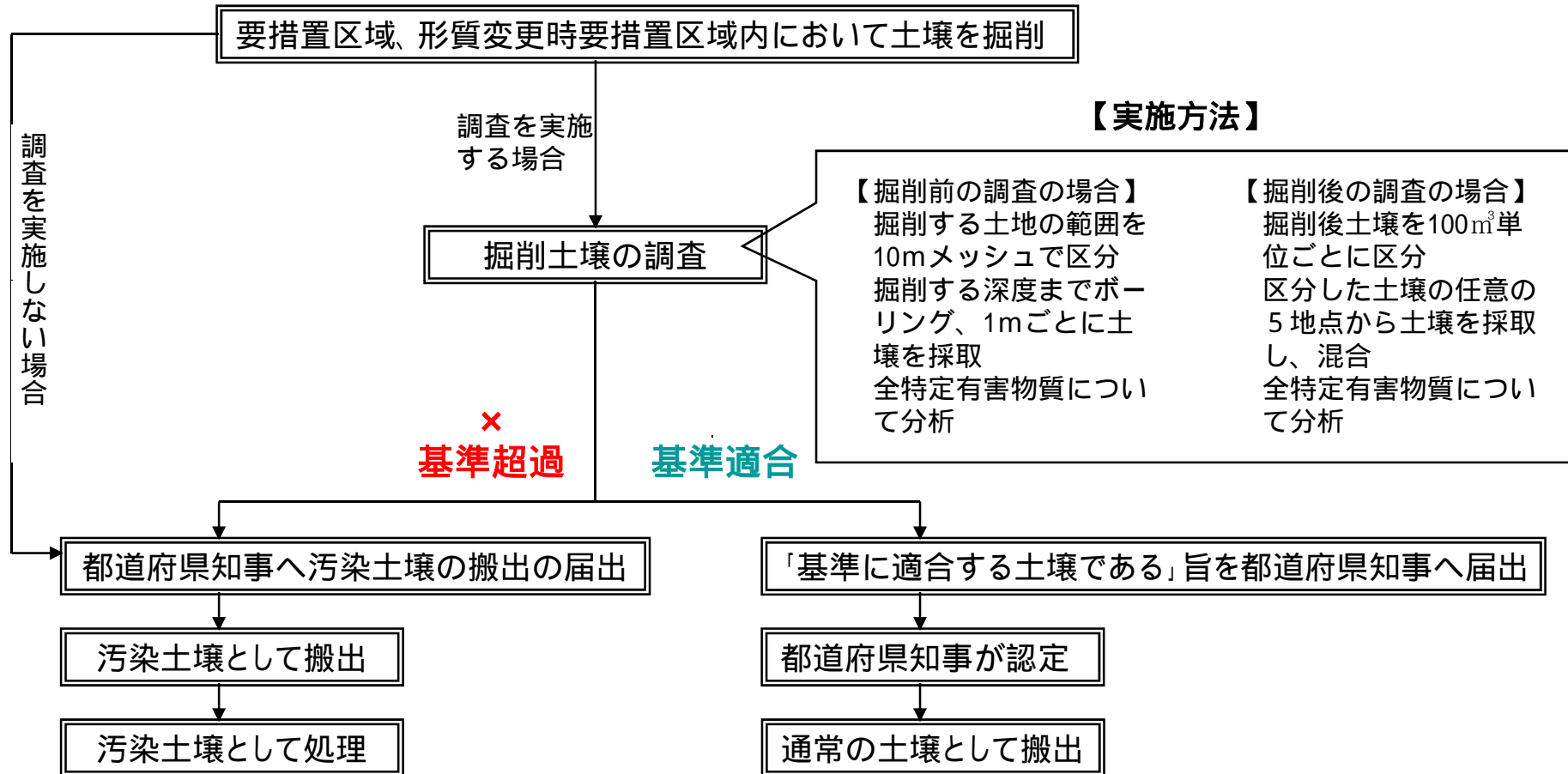
\*1 塩分濃度が一定以上であること。

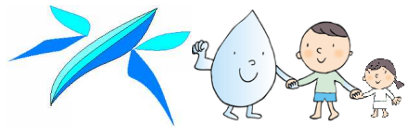
\*2 地下水の流動の状況等からみて当該土地のうち最も地下水が浅い位置にあると考えられる地点において、一定の深度まで観測用井戸を掘り、当該深度に一年間継続して地下水が存在しないことを確認する。この観測用井戸の設置のためのボーリングについては、形質の変更にあたらぬ（すなわち、禁止行為に該当しない）ことを通知で明確化する。



# 7 改正土壤汚染対策法の調査の流れ

## 掘削後の土壤調査の流れ【新第16条第1項関係】





## 8 要措置区域

### 要措置区域とは

特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要として都道府県知事が指定した区域。

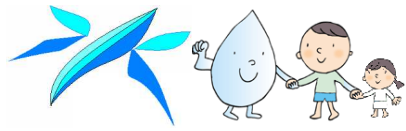
都道府県知事は相当の期限を定めて汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示する。

土地の形質変更禁止（法第9条関係）

- ・ただし、「都道府県知事からの指示として行う措置」、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（詳細については後述）」及び「非常災害のために必要な応急措置」については除外。

汚染の除去等の措置により指定の事由が無くなったと認める場合に指定を解除。





## 9 形質変更時要届出区域

### 形質変更時要届出区域とは

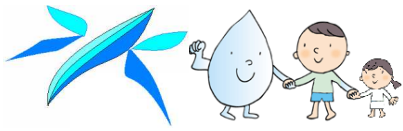
特定有害物質によって汚染されているものの、当該汚染による人の健康に係る被害が生じていない、又は生ずるおそれがないものとして都道府県知事が指定した区域。

形質変更の14日前までに届出が必要。（計画変更命令あり）（法第12条関係）

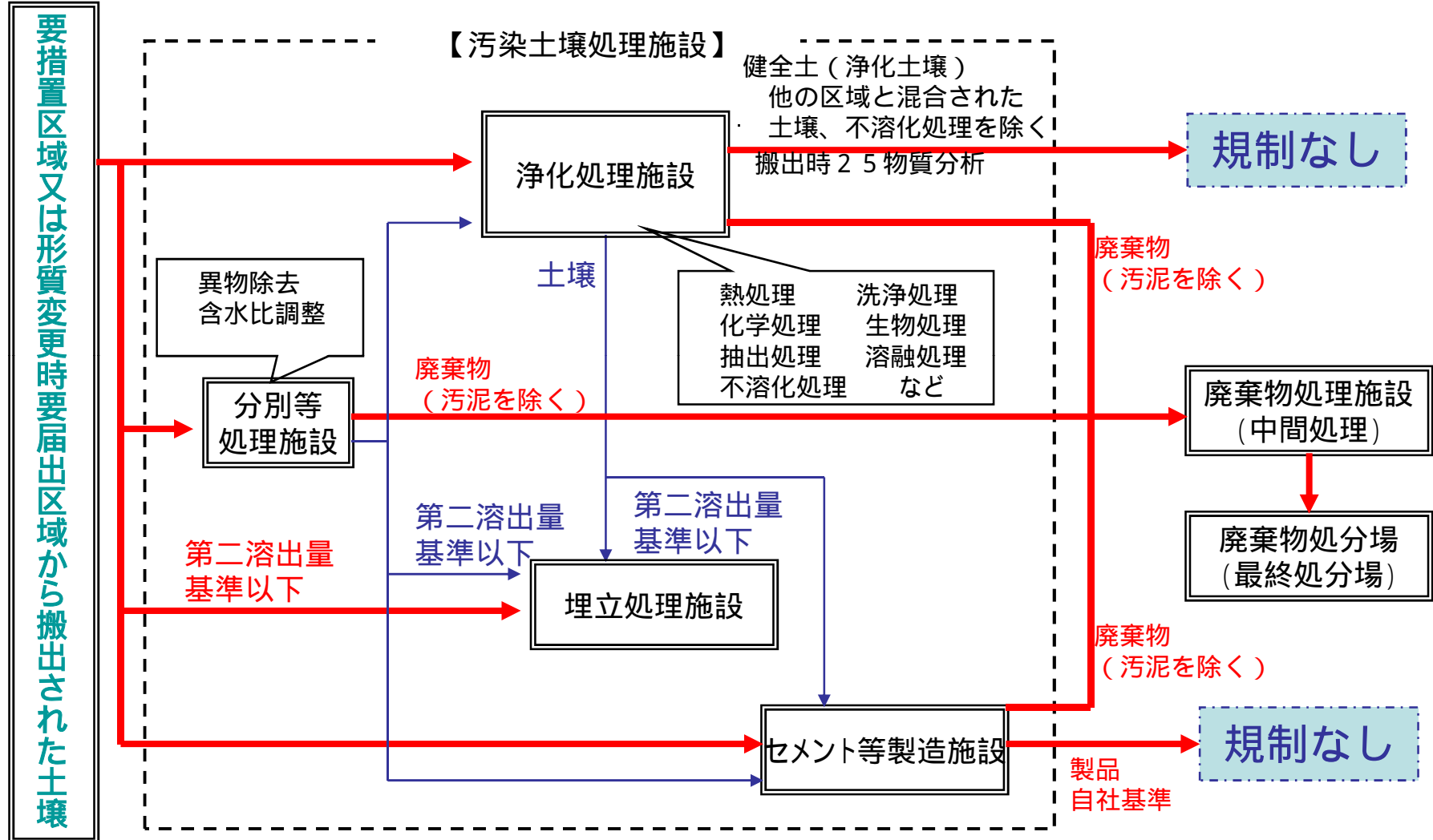
- ・ただし、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（詳細については後述）」、「指定された際既に着手していた行為」及び「非常災害のために必要な応急措置」については除外。

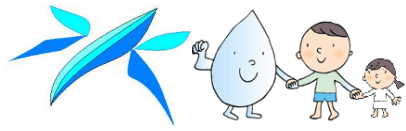
汚染の除去により指定の事由が無くなったと認める場合に指定を解除。





# 10 改正土壌汚染対策法の運搬・処理





# 10 改正土壤汚染対策法の運搬・処理

## 10-(1) 汚染土壤の運搬について(新第17条関係)

### 混載の禁止

運搬中、汚染土壤とその他の物を混合してはならない。

汚染土壤と他の要措置区域等から搬出された土壤が混合する恐れのないように、仕切りを設けて、搬出された要措置区域等の区域ごとに区分する等必要な措置を講ずること。ただし、当該汚染土壤（第2溶出基準を超過する土壤を除く）が同一の汚染土壤処理施設で処理される場合はこの限りではない。

### 異物等の除去の禁止

汚染土壤から岩又はコンクリートくず、その他の物を分離してはならない。

### 汚染土壤処理施設搬入後の施設外搬出の禁止

汚染土壤処理施設に搬入された土壤を当該施設外に搬出してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

浄化処理施設において浄化処理した土壤（異なった区域から搬出された土壤と混合したもの又は不溶化処理を行ったものを除く）について、法第16条第1項の環境省令で定める方法による調査（全物質検査）した結果、特定有害物質により汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合した場合。

あらかじめ搬出先として届け出た汚染土壤処理施設に搬出する場合（ただし第二溶出基準に適合しない土壤を埋立処理施設に搬出する場合を除く）。



# 10 改正土壌汚染対策法の運搬・処理

## 10-(2) 汚染土壌の処理について(新第22条関係)

### 汚染土壌処理業の許可の申請に関する規定の新設(新第22条)

汚染土壌処理施設の種類

浄化処理施設、セメント等製造施設、埋立処理施設、分離等処理施設

### 汚染土壌処理業の許可申請

来年4月の改正法施行に向け、汚染土壌の処理がスムーズに行われるよう、先行して本年10月23日までに汚染土壌処理業の許可申請の受理に関する事務の施行が予定されている。

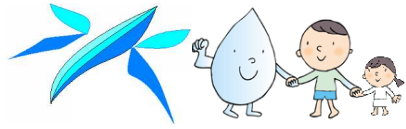
当該事務に於いては申請された施設及び業許可の確認が必要であり、地方自治体は多大な労力を要するため、その事務を行う地方自治体は手数料を徴収することとしている。

### 汚染土壌処理施設で処理した土壌の再処理について

汚染土壌処理施設に搬入された土壌を当該施設外に搬出してはならない。ただし、あらかじめ搬出先として届け出た汚染土壌処理施設に搬出する場合を除く。

処理した土壌を他の汚染土壌処理施設において再処理するため、その土壌の運搬を他人に委託する場合には、当該委託に係る土壌の引き渡しと同時に当該土壌の運搬を受託した者に対し管理票を公布しなければならない。

分別等処理施設又は消化処理施設から搬出された土壌の引き渡しを受けた汚染土壌処理業者は、当該土壌とともに管理票を受領し、管理票に記載している事項に誤りがないかどうかを確認し、その写しを搬出した施設の汚染土壌処理業者に対して送付しなければならない。



～地下水は熊本之宝 地域の生命・夢・未来～

---

ご静聴ありがとうございました